

危険段階別掛金率の設定の概要

危険段階別掛金率の設定と適用方法が変わります

31年1月から

- ❖ 全ての共済事業において組合員ごとの危険段階別の掛金率が適用されます。

〈基本的な考え方〉

- ❖ 危険段階の区分は、**41段階**（家畜は**21段階**）に固定します。
- ❖ 組合員の区分は組合員の損害率を計算し、危険段階別掛金率表の該当する危険段階区分を当てはめます。
- ❖ 組合員の損害率は、**20年分**（家畜は**10年分**）の損害率（標準共済掛金に対して組合員にお支払いした共済金の支払倍率に直近年ほど高いウェイトを持たせ加重平均した割合）より算定します。
$$\text{損害率} = \text{共済金} \div \text{標準共済掛金}$$
$$\text{標準共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{告示料率}$$
- ❖ 組合員がどの区分に属するかは、毎年、直近の実績を加えて見直します。

- ❖ 自動車共済と同様に、**無事故の年が続けば、掛金が安くなる仕組みに変わります**。逆に、事故が多発し共済金をもらおうと掛金が高くなりますので、損害防止に努めましょう。

例. 危険段階別掛金率の設定 (共済掛金標準率 4.00%の場合)

危険段階 区分	平均損害率(※)の範囲(%)	危険段階別 掛金率 (%)
20	$197.5 \leq ※$	7.950
19	$192.5 \leq ※ < 197.5$	5.921
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
2	$107.5 \leq ※ < 112.5$	4.303
1	$102.5 \leq ※ < 107.5$	4.202
0	$97.5 \leq ※ < 102.5$	4.000
-1	$92.5 \leq ※ < 97.5$	3.900
-2	$87.5 \leq ※ < 92.5$	3.803
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
-19	$2.5 \leq ※ < 7.5$	2.081
-20	$0 \leq ※ < 2.5$	2.000

41 段階
(固定区分)

各区分の平均損害率の範囲は5%の幅。ただし、高位の損害率は、ばらつきが大きいことから、平均的な損害率(100%)のおおむね2倍以上の平均損害率をひとくくりとした範囲。

※損害率 = 共済金 / 標準共済掛金
(標準共済掛金 = 共済金額 × 告示料率)

見込共済金額と危険指数(段階ごとの倍率を圧縮する指数)で告示率を細分化

例. Aさんの20年間の損害率

	20年前 (H10)	...	15年前 (H15)	...	2年前 (H28)	直近年 (H29)	合計
損害率 A	0	0	211	0	997	0	1,208
ウェイト B	5	...	30	...	95	100	1,050
C A×B	0	0	6,330	0	94,715	0	101,045

Aさんの平均損害率 (C/B) = **96.23%**



私の損害率は96.23%だから、
区分-1の3.900の掛金率が
適用されるのか！